

屋外広告物禁止地域 区域図

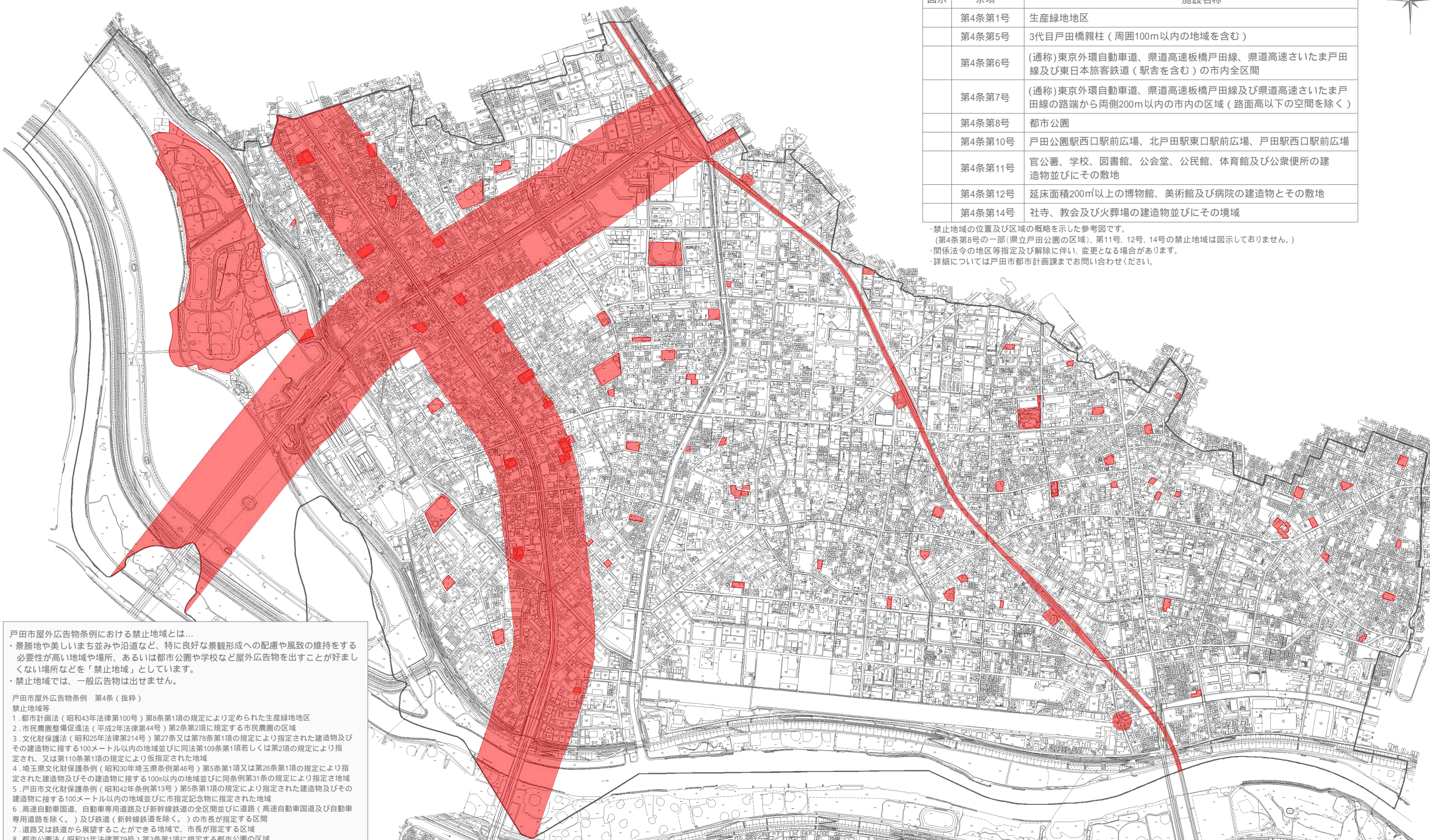
|  |
|--|
| 凡 例  |
|  禁止地域 |



禁止地域一覧表（令和7年12月1日時点）

| 図示 | 条項      | 施設名称  |
|----|---------|---|
|    | 第4条第1号  | 生産緑地地区  |
|    | 第4条第5号  | 3代目戸田橋親柱（周囲100m以内の地域を含む）  |
|    | 第4条第6号  | （通称）東京外環自動車道、県道高速板橋戸田線、県道高速さいたま戸田線及び東日本旅客鉄道（駅舎を含む）の市内全区間            |
|    | 第4条第7号  | （通称）東京外環自動車道、県道高速板橋戸田線及び県道高速さいたま戸田線の路端から両側200m以内の市内の区域（路面高以下の空間を除く） |
|    | 第4条第8号  | 都市公園  |
|    | 第4条第10号 | 戸田公園駅西口駅前広場、北戸田駅東口駅前広場、戸田駅西口駅前広場                                    |
|    | 第4条第11号 | 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地                             |
|    | 第4条第12号 | 延床面積200㎡以上の博物館、美術館及び病院の建造物とその敷地                                     |
|    | 第4条第14号 | 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域   |

・禁止地域の位置及び区域の概略を示した参考図です。  
 （第4条第8号の一部（県立戸田公園の区域）、第11号、12号、14号の禁止地域は図示しておりません。）  
 ・関係法令の地区等指定及び解除に伴い、変更となる場合があります。  
 ・詳細については戸田市都市計画課までお問い合わせください。



戸田市屋外広告物条例における禁止地域とは…  
 ・景勝地や美しいまち並みや沿道など、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持をする必要性が高い地域や場所、あるいは都市公園や学校など屋外広告物を出すことが好ましくない場所などを「禁止地域」としています。  
 ・禁止地域では、一般広告物は出せません。

- 戸田市屋外広告物条例 第4条（抜粋）  
 禁止地域等
1. 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた生産緑地地区
  2. 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域
  3. 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100メートル以内の地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項の規定により指定され、又は第110条第1項の規定により仮指定された地域
  4. 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100m以内の地域並びに同条例第31条の規定により指定された地域
  5. 戸田市文化財保護条例（昭和42年条例第13号）第5条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100メートル以内の地域並びに市指定記念物に指定された地域
  6. 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）及び鉄道（新幹線鉄道を除く。）の市長が指定する区間
  7. 道路又は鉄道から展望することができる地域で、市長が指定する区域
  8. 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域
  9. 河川及びその付近の地域で、市長が指定する区域
  10. 駅前広場及びその付近の地域で、市長が指定する区域
  11. 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
  12. 延床面積200㎡以上の博物館、美術館及び病院の建造物とその敷地
  13. 墓地及びその周囲の地域で、市長が指定する区域
  14. 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域

1 : 20,000

